

各都道府県・政令指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中
認定こども園担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）

認定こども園における利用定員の適切な管理について（通知）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
認定こども園をはじめとした特定教育・保育施設における利用定員の取扱いについては、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「留意事項通知」という。）等において、これまでお示ししているところですが、認定こども園における利用定員の適切な管理について、下記のとおり整理しましたので、改めてお知らせいたします。各都道府県の御担当部局におかれましては、十分御了知の上、市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に対して遅滞なく周知するとともに、関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

記

1 利用定員に関する基本的な考え方

(1) 利用定員の適切な設定及び見直し

利用定員は、確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要があります。このため、市区町村（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での実際の利用者数の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要があります（留意事項通知第 3 の 1（1）ア）。この点、実際の利用者数が利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合にも、適切に利用定員を見直すことが必要です。

(2) 利用定員の遵守

特定教育・保育施設における児童の受入れについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年

内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。) 第 22 条本文において「特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない」と規定されているとおり、原則として利用定員の範囲内で行う必要があります。

一方で、運営基準第 22 条ただし書においては「年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない」とされており、この「やむを得ない事情がある場合」に該当するか否かについては、同条ただし書に規定される例示に限られるものではなく、留意事項通知第 3 の 1 (1) オ (ア) において、当該施設を利用する子どもの保護者の就労状況の変化等により、2 号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当しなくなったこと又は 1 号認定子どもが保育の必要性に係る事由に該当するようになったことから、当該施設において子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の区分ごとの利用定員を超えた受入れを行う必要が生じた場合や、保護者と直接契約を締結する認定こども園、幼稚園等において、入園を辞退する者が想定よりも少ない等の理由により実際の利用者数が利用定員を超えることとなる場合が含まれる旨を示しております。

また、留意事項通知第 3 の 1 (1) オ (イ) において、特定教育・保育施設は、運営基準第 22 条ただし書に該当する場合には、一時的にその利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行うことができますが、その場合であっても、実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、法第 32 条による確認の変更を行う必要がある点についても示しております。

2 認定こども園における利用定員の考え方

(1) 認定こども園の特長

認定こども園は、就学前の子どもに対して教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変わった場合でも、通い慣れた園で継続して教育・保育を受けることをその特長の一つとしています。

なお、留意事項通知第 2 の 2 (2) にあるとおり、保育の必要性に係る事由に該当する満 3 歳以上の子どもについては、教育標準時間認定を受けることも保育の必要性の認定を受けることも可能です。

(2) 認定こども園における利用定員の適切な管理

認定こども園は 2 (1) の特長を有しますが、その場合でも、教育・保育の提供は、1 に記載のとおり、法第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号の区分ごとに設定された利用定員の範囲内で行われることが原則です。その上で、実際の利用者数が利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合には、1 (1) のとおり、法第 19 条第 1 項各号の区分ごとに利用定員を適切に見直すことが必要です。

「実際の利用者数が利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合」としては、例えば、自らの施設に通う 2 号認定子ども（満 3 歳となる誕生日を迎えた 3 号認定子どもを含む。）の保護者が 1 号認定への変更を希望する事例が同一年度内に複数発生し、

実際の利用者数に即して利用定員を見直した際に本来適用されるべき公定価格上の定員区分に変更が生じる程度に利用者数が増大することが見込まれる場合などが考えられます。

市町村においては、例えば、実際の利用者数に即して利用定員を見直した際に本来適用されるべき公定価格上の定員区分に変更が生じる程度に利用者数が増大している場合等であって、施設型給付費等の適正な執行を確保する観点から必要と認められる場合には、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」

（平成 27 年 12 月 7 日付け府子本第 390 号・27 文科初第 1135 号・雇児発 1207 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知。以下「指導監査通知」という。）別添 1「特定教育・保育施設等指導指針」を参考に、当該施設に対し、利用定員の遵守や利用定員の見直し等の利用定員の適切な管理について必要な指導をすることが考えられます。

さらに、市町村は、指導監査通知別添 2「特定教育・保育施設等監査指針」を参考に、必要な場合には当該施設に対し監査を実施することなどが考えられます。

また、運営基準第 22 条は、市町村が条例策定するに当たり参酌すべき基準であるところ、各市町村において、必要な各種規定の整備を行うなど、引き続き、施設型給付費等の適正な執行の確保に努めるようお願いします。

○子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抄）

（特定教育・保育施設の確認の変更）

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）（抄）

（定員の遵守）

第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。